

## 立川市安全で快適な生活環境を確保するための喫煙制限条例施行規則

### (目的)

第1条 この規則は、立川市安全で快適な生活環境を確保するための喫煙制限条例（平成19年立川市条例第73号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

### (特定地区の告示等)

第2条 条例第6条第3項の規定により告示する事項は、特定地区として指定、変更又は解除を行う範囲及び期日とする。

2 前項の規定により特定地区の指定、変更又は解除の告示をしたときは、当該地区内に特定地区の標識及び特定地区図を設置するものとする。

3 前項に規定する特定地区図には、条例第7条に規定する特別に喫煙できる場所を記載するものとする。

### (特定地区内における喫煙場所の指定)

第3条 条例第7条ただし書の規定により特定地区内において特別に路上喫煙できる場所を指定したときは、喫煙場所表示（第1号様式）を当該場所に示すものとする。

### (喫煙マナー指導員)

第4条 条例第8条に規定する注意、指導その他必要な措置を講ずるため、立川市喫煙マナー指導員（以下「喫煙マナー指導員」という。）を置く。

2 喫煙マナー指導員は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 歩行喫煙及びたばこのポイ捨てをしている者への指導啓発
- (2) 特定地区内において路上喫煙をしている者への指導啓発
- (3) 特定地区内における路上喫煙できる場所の灰皿及び道路等の清掃活動
- (4) その他特に必要と認める事項

3 喫煙マナー指導員は、その業務の執行に当たっては常に立川市喫煙マナー指導員証（第2号様式）を見やすい位置に着用しなければならない。

### (委任)

第5条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。